



水銀条約案 最終合意へ 第5回政府間交渉委員会（INC5）

水銀による環境汚染や健康被害を防ぐ条約制定に向け、1月13～18日に開催された国連のINC5は、約140ヶ国・地域の政府代表、国際機関、NGO等が出席のもと、水銀の輸出規制や水銀の生産、使用及び排出などを規制する内容を盛り込んだ条文案に合意しました。名称は日本が提案した「水銀に関する水俣条約」とすることを各国が了承して閉幕しました。会合には委員会議長が作成した条約の条文案に基づいて議論が行われ、水銀に関する条約が取りまとめられました。今年10月に熊本県水俣市で開催される外交会議で、条約の採択と署名が行われる予定です。国連環境計画事務局は2016年の発行を目指しています。

前文には日本の提案で、「水銀汚染が引き起こした水俣病の健康被害と環境汚染の教訓を認識する」と明記されました。

主な内容としては、水銀に係る貿易、添加製品、製造プロセス、大気への排出、水・土壌への放出、保管、廃棄物・汚染地対策などが規定されました。

当社では、水銀、カドミウム、鉛など有害金属の製品や環境分析において実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 2013年1月21日付 経済産業省HP

化学分析箇所 竹下尚長

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

[1.低濃度PCB汚染廃電気機器等の無害化処理認定申請について\(関電ジオレ株式会社/兵庫県\)](#)

[2.低濃度PCB汚染廃電気機器等の無害化処理認定について\(株式会社富士グリーン/香川県\)](#)

[3.低濃度PCB汚染廃電気機器等の無害化処理認定について\(株式会社クレハ環境/福島県\)](#)

[4.土壌汚染調査技術管理者に係る経過措置の終了について](#)

[5.石綿ばく露防止対策の推進について 厚生労働省](#)

[6.産業廃棄物 金属等検定方法の一部を改正する告示の公布について](#)

組織整備法施行令の一部改正(1・4-ジオキサン等を排出する施設関係)

平成24年5月に、水質汚濁防止法第2条第2項第1号に規定する有害物質として、トランス-1・2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1・4-ジオキサンが追加されました。

これを踏まえ、これらの有害物質を排出する施設が設置されている工場について、新たに、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(組織整備法)における特定工場として、公害防止管理者等を選任することとするための政令が平成25年1月25日に公布、施行されました。

[改正の概要]

(1)汚水等排出施設の追加

水質汚濁防止法の有害物質を排出する施設として新たに水質汚濁防止法施行令別表第1に追加された施設を、汚水等排出施設に追加する。

(2)特定工場の追加

水質汚濁防止法の有害物質として新たに追加された1・4-ジオキサン等の物質を排出する施設が設置されている工場を、特定工場に追加する。

(3)経過措置(附則関係)

この政令によって新たに公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者(以下、公害防止管理者等)を選任する必要が生じた特定工場を設置している者については、平成26年3月31日まで、選任すべき公害防止管理者等が有資格者であることを要しないこととする。

当社は水質汚濁防止法に関する測定項目についても、多くの実績と経験がございます。また、関連する情報につきましても随時提供しております。ご質問等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2013年1月28日付 環境省報道発表資料

衛生技術箇所 佐藤亮平



“放射能測定”においても ISO/IEC 17025 の試験所認定を取得！

ISO/IEC 17025 の認定について、既に取得している化学試験に加えて、放射能測定が平成24年9月4日付で追加認定されました。これにより、当社における放射能測定は、技術的に適格かつ、妥当な結果を出す能力があることが国際的に認められたこととなります。

お問い合わせはこちら

